

給与所得や年金所得のみの確定申告A、町民税・県民税申告をする方

町で開設する申告受付会場

■申告内容 確定申告(A申告のみ)、町民税・県民税申告

■注意事項

- ※ 確定申告書Bは受け付けしません。
- ※ 所得の種類、相談内容などによっては、他の会場へ案内する場合があります。
- ※ 申告受付会場開設期間中は、役場税務課窓口での申告受付は行いません。
- ※ 白沢区民館には駐車場はありません。
- ※ 新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては変更になる場合があります。

会場	受付月日	受付時間	
		午前	午後
役場 庁舎2階 会議室201	2月1日(火)	午前9時～	午後1時～
	2月2日(水)	午前11時30分	午後4時
宮津公民館	2月3日(木)	午前9時～ 午前11時30分	午後1時～ 午後3時30分
宮津山田集会所	2月4日(金)		
高根台集会所	2月7日(月)		
板山公民館	2月8日(火)		
白沢区民館	2月9日(水)		
勤労福祉センター (エスペランス丸山)	2月10日(木)		
草木公民館	2月14日(月)		
役場 庁舎2階 会議室201	2月15日(火)	午前9時～ 午前11時30分	午後1時～ 午後4時
	2月16日(水)～ 3月15日(火)の平日		

※1 町で開設する申告受付会場で受け付けられない確定申告

次の申告に該当する方は町で開設する会場では受け付けできません。国税庁の「確定申告書等作成コーナー」(9ページ参照)をご利用いただくか、住吉福祉文化会館での申告受付をご利用ください。なお、作成済みの申告書を半田税務署へ提出するだけの方は、税務課に「申告書提出箱」を申告期間中は用意していますので、ご利用ください。

- ▽ 土地・家屋・株式等を譲渡した方
- ▽ 令和3年分以外の確定申告をする方
- ▽ 営業・農業・不動産などの所得がある方
- ▽ 分離・損失の申告をする方
- ▽ 住宅借入金等特別控除を受ける方(8ページ参照)
- ▽ 更正の請求をする方
- ▽ 暗号資産(仮想通貨)による所得がある方
- ▽ 退職所得があり、確定申告する方

所得税の確定申告が必要な方

- ① 営業所得、農業所得、不動産所得、雑所得(年金など)、一時所得(満期保険金など)、配当所得、譲渡所得などがある方で、令和3年中の所得合計額から所得控除(基礎控除、扶養控除、社会保険料控除など)の合計額を差し引いた金額を基礎として算出した税額が、配当控除の額よりも多い方
- ② 公的年金等の収入のみの方で、公的年金等に係る雑所得の金額が所得控除の合計額より多い方(ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には所得税の確定申告をする必要はありません。右の「町民税・県民税の申告が必要な方」をご覧ください)
- ③ 給与収入が2,000万円を超える方
- ④ 給与を1カ所から受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方
- ⑤ 給与を2カ所以上から受けている方で、年末調整された主たる給与以外の給与収入と給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方
- ⑥ 中途退職などにより年末調整を受けていない方
- ⑦ 退職所得がある方で確定申告書を提出する方

【注意事項】

- ▽ 所得税の確定申告の必要がなく、還付のために申告する方でも、全ての所得を申告する必要があります。(申告しないことを選択できる所得を除く)
- ▽ ワンストップ特例の適用を申請したふるさと納税に係る寄附金も、確定申告をする方は併せて申告が必要になります。

町民税・県民税の申告が必要な方

所得税の確定申告をしない方で、令和4年1月1日現在町内に在住し、次のいずれかに該当する方

※ 町民税・県民税の申告が必要だと思われる方には、1月下旬に役場から申告書を送付します。申告書が届かない方であっても申告が必要になる場合があります。

- ① 営業所得、農業所得、不動産所得、雑所得(年金など)、一時所得(満期保険金など)、配当所得、譲渡所得などがある方で、所得税の確定申告が必要でない方
- ② 年金所得者で、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除などを申告する方
- ③ 給与所得者で、給与以外の所得金額の合計額が20万円以下の方
- ④ 上場株式等に係る配当所得や譲渡所得を所得税と異なる課税方式で申告する方(所得税確定申告において、「特定配当等の全部の申告不要」を選択した場合を除く)
- ⑤ 令和3年中に収入がない方、あるいは非課税所得(遺族年金、障害年金、失業給付など)のみであり、どなたの扶養にもなっていない方

【注意事項】

上場株式等に係る配当所得や譲渡所得について、所得税と住民税において異なる課税方式(申告不要制度適用・総合課税・申告分離課税)を選択する場合、納税通知書が送達される日までに、所得税と異なる課税方式を選択するための申告をする必要があります。申告者の自己責任の下、「申告不要制度適用・総合課税・申告分離課税」を選択してください。

